

◎新潟県教育委員会告示第3号

新潟県公立学校教職員履歴書取扱規程（昭和53年3月新潟県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月15日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前																																				
<p>(新潟県教育委員会及び校長の義務)</p> <p>第4条 新潟県教育委員会（以下「県委員会」という。）及び校長は、この規程の定めるところに従い、次の各号に掲げる事項について確実に記載し、かつ、整理しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員に交付された辞令書の記載事項及び<u>辞令書の交付に代えて文書その他適当な方法により発令された事項</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>			<p>(新潟県教育委員会及び校長の義務)</p> <p>第4条 新潟県教育委員会（以下「県委員会」という。）及び校長は、この規程の定めるところに従い、次の各号に掲げる事項について確実に記載し、かつ、整理しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員に交付された辞令書の記載事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p>																																				
<p>別表</p> <p>記入要領</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>欄名</th> <th>記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">甲号 (裏)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発令事項</td> <td>次に掲げる事項を年代順に記入する。ただし、法令、条例若しくは規則の改廃に伴うもの又は市町村合併、市町村名改称若しくは校名改称については朱書とする。 (1) 任免権者の交付する辞令書の発令事項欄記載事項及び<u>辞令書の交付に代えて文書その他適当な方法により発令された事項</u> (2)～(12) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>			区分	欄名	記入要領	(略)			甲号 (裏)	(略)		発令事項	次に掲げる事項を年代順に記入する。ただし、法令、条例若しくは規則の改廃に伴うもの又は市町村合併、市町村名改称若しくは校名改称については朱書とする。 (1) 任免権者の交付する辞令書の発令事項欄記載事項及び <u>辞令書の交付に代えて文書その他適当な方法により発令された事項</u> (2)～(12) (略)	(略)			(略)			<p>別表</p> <p>記入要領</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>欄名</th> <th>記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">甲号 (裏)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発令事項</td> <td>次に掲げる事項を年代順に記入する。ただし、法令、条例若しくは規則の改廃に伴うもの又は市町村合併、市町村名改称若しくは校名改称については朱書とする。 (1) 任免権者の交付する辞令書の発令事項欄記載事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td>(2)～(12) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>			区分	欄名	記入要領	(略)			甲号 (裏)	(略)		発令事項	次に掲げる事項を年代順に記入する。ただし、法令、条例若しくは規則の改廃に伴うもの又は市町村合併、市町村名改称若しくは校名改称については朱書とする。 (1) 任免権者の交付する辞令書の発令事項欄記載事項	(略)		(2)～(12) (略)	(略)		
区分	欄名	記入要領																																					
(略)																																							
甲号 (裏)	(略)																																						
	発令事項	次に掲げる事項を年代順に記入する。ただし、法令、条例若しくは規則の改廃に伴うもの又は市町村合併、市町村名改称若しくは校名改称については朱書とする。 (1) 任免権者の交付する辞令書の発令事項欄記載事項及び <u>辞令書の交付に代えて文書その他適当な方法により発令された事項</u> (2)～(12) (略)																																					
(略)																																							
(略)																																							
区分	欄名	記入要領																																					
(略)																																							
甲号 (裏)	(略)																																						
	発令事項	次に掲げる事項を年代順に記入する。ただし、法令、条例若しくは規則の改廃に伴うもの又は市町村合併、市町村名改称若しくは校名改称については朱書とする。 (1) 任免権者の交付する辞令書の発令事項欄記載事項																																					
(略)		(2)～(12) (略)																																					
(略)																																							